

(別紙)

第三者評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント>園独自の「保育園のしおり」や日光市の公立保育園共通の保育理念や保育方針・保育目標等が明記されている。保護者は入園時や保護者総会で配布のうえ、保育計画の中で説明を受けている。コロナウイルス感染症対策のため細かい説明にはならなかったが、保護者には同意が得られた。また、毎月の「園だより」に月の目標を明記し、個別計画書確認時等を活用して、説明している。職員は配布される保育計画や掲示物で確認でき、園全体で周知が図られている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント>事業経営に係る情報は、全国・県の専門誌や会議等・担当課を通して収集している。地域の情報は、第2期日光市子ども・子育て支援事業計画書及び地域福祉活動計画などの計画や保護者アンケートなどから保育ニーズを把握・分析している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・①・c
<p><コメント>施設の整備等は予算の範囲に収められるよう、優先順位を考え行っている。毎月の差引簿を確認し分析・対策して職員に周知し、共有化を図っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	②・b・c
<p><コメント>第2期日光市子ども・子育て支援事業計画等の中で、子どもを取り巻く環境や若い市民が求める子ども関連の不安・要求を把握し、子ども子育て支援事業計画により今後の人口動態の推移を計画に入れながら、日光地域の保育の提供体制が策定されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・①・c
<p><コメント>日光市の中・長期計画を踏まえ、年度初めに計画の実施必要性の観点から見直し等</p>		

を行い事業計画書を策定するとともに、それらに基づき保育計画書等が作成されている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p><コメント>事業計画の策定は公立保育園全体で形式が統一されており、毎年見直し等が行われている。計画は、「子どもの育てたい姿」を年齢別に話し合いまとめ、職員会議で計画書として作成されている。計画書は職員・保護者に配布し、共有を図っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
<p><コメント>毎年保護者総会で事業計画や保育計画一式の説明をして周知をしているが、本年は新型コロナウイルス対策のため十分な説明ができず、園の掲示やお手紙等を配布して周知と理解を図っている。年4回クラスだよりを配布し、クラスでの取り組みや子ども達の活動内容を周知して保護者との共通理解を図っている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑥・c
<p><コメント>日光市では、定期的に自己評価チェックリストをもとに評価を実施している。評価の意見・改善には職員の気づきを組織として活用できるよう努めている。また、保育士のための自己評価チェックリストでは、主任が中心となり統計・分析を行い改善方法の明確化を図っている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑥・c
<p><コメント>日光市自己評価チェックリストについては、職員・園長・主任により分析を行い、保育士のための自己評価チェックリストに関しては、主任が中心となり統計・分析し全体に欠けている部分を文章化して課題を明確にし、その課題について園内研修で組織的に改善策を検討した。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p><コメント>職務分担表(事務分掌)や職員役割分担表は文章化され、職員に配布のうえ周知している。施設長会議への参加や他園との連携を図り、共有の理解のもと職務遂行にあたり対応している。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>保育園運営規定や保育園の運営に必要な法令等を遵守し、社会情勢を踏まえながら園の目標に向けた取組を進めている。県・市が開催する会議やネット運営に必要な法令の最新情報を収集しているが、幅広い法令等についての取組が不十分であり、これからの取組が期待される。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント>日常の保育の様子を観察し、改善等が必要な場合、園運営上の問題は提案を職員会議で伝え、意見交換し職員が納得したうえで実践している。保育の内容について職員からの提案については話し合いのうえ内容を検討し、必要な改善に取り組んでいる。また、自己評価チェックリスト・業績評価などの面談等では、職員に助言を行うなど指導力を発揮している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント>事業運営や経営改善については、市担当課と密に連絡・連携を図り、必要に応じて予算や人事配置を要求している。園全体の取組みとして、予算の範囲内で執行できるよう職員に周知し、理解を図っている。職員から問題提起があった場合は、人的・物的環境を検討し、より質の高い保育ができるよう改善に取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑩・c
<p><コメント>日光市人材育成基本方針による実行計画を基に人事が行われ、職員が確保されている。人材育成については能力評価や業績評価の結果から職員と面談を行い、職員が目標どおりに成長しているか確認する取組が行われている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>人事評価マニュアルにより市担当課長と全職員のヒアリングの実施・勤務状況報告書に将来像を記入して人事評価している。業績評価では、個人と組織の目標を明確にして能力向上を目的に目標設定・中間評価・期末評価の各段階において園長による一次評価・担当課長による二次評価のヒアリングにより、職務に関する成果や貢献度・改善策を見極めている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント>市担当課長によるヒアリング時に就業状況の意向把握があるほか、園では園長、主任保育士との面談もあり仕事や家庭、健康など何でも気軽に話せる雰囲気がある。全職員は健康診断とストレスチェックを受けている。市ではカウンセラーによる心の相談室などを行い職</p>		

員の働きやすい職場づくりに配慮している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>日光市人材育成基本方針に沿って、業績評価が行われている。業績評価は課長・園長が目標設定をし、業績評価シートに職員個々が具体的な目標項目、達成水準、具体的方法、業績ウエイト、難易度を示し、目標設定している。定期的に年3回面談を実施し、職員一人ひとりの育成に向けた指導や助言を行う取り組みがされている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・⑩・c
<p><コメント>日光市人材育成基本方針で市主催研修や外部機関研修等に計画的に参加し、スキルアップを図っている。新型コロナウイルスの影響から研修の中止があったが、園内研修を実施したり、主任部会・保育士部会の勉強会に参加して質の向上に資する取り組みを進めている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・⑩・c
<p><コメント>市行政の研修参加は義務付けであるが、年間研修計画を策定し正規職員にかかわらず会計年度任用職員も平等に受けられるようにしている。外部研修についても参加しやすい環境を作り、積極的に研修の機会を確保している。今年度はコロナ禍で参加できる研修が少ないが、園内での勉強会も行い職員全体で知識の共有化を図っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑩・c
<p><コメント>市統一の保育実習要綱（マニュアル）が整備され、方針・手順も明文化しており実習生の意向を聞き取り、実習プログラムを策定している。また、実習生等の受け入れは、保護者へ園だよりなどで周知している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>保育の内容や事業・予算などの情報は市ホームページや広報にっこうで情報公開している。市内にある保育施設を網羅した保育施設等情報ガイドや子育て支援サービスガイドブック（すくすく子育てにっこり日光）を各公共施設に置き、情報提供している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>公立保育園であり、定期的な異動で事業を新たな観点から内部チェックが働くとともに定期的に県及び市の監査を受け、指導内容の改善に努めるなど透明性の高い運営を行っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>コロナ禍のため地域との交流は控えているが、本来ならば地区のデイサービスの利用者や小・中学校・子育て支援センターとの交流・行事を実施している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・⑩
<p><コメント>中・高生の職場体験や県の再就職のための保育体験は受け入れているが、ボランティアの受け入れはなく、受け入れに対する基本姿勢等は明文化されていない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>保育サービスに必要な社会資源を「子育て支援ネットワーク」として保育園のしおりに載せ、保護者に配布・説明している。家庭で問題を抱えている子や発達が気になる子については、家庭児童相談員や保健師・子育て支援課と連絡を取り関係機関に繋げるなど、適切な連携が確保されている。園内でも情報の共有化が図られている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>市行政からの情報や、日光地区の施設長会議・子育て中の人から地域の保育ニーズや課題を情報収集している。また、地域住民に対する子育て相談事業も実施し具体的なニーズの把握に努めている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>地域の子育てニーズに基づいた事業として、子育て相談事業を行っている。保護者には送迎時に育児相談を実施している。</p>		

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>子どもを尊重した保育は、日光市の保育理念、保育方針、保育目標に明示され、公立保育園が共通して取組んでいる。園目標や年間目標でも子どもが生き生きと活動できるよう具体的な取組を計画し、保護者総会時に事業計画書として配付・説明している。計画は職員が</p>		

いつでも確認できるようクラスや事務室に掲示している。また、子どもの尊重や基本的人権について職員のチェックリストや職員同士の話し合いで状況等を把握し理解と実践に努めている。利用者アンケートからも子どもを尊重した取組が評価されている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント>個人情報の取扱いやプライバシー保護への配慮を示した公立保育園共通のプライバシーポリシーを保護者総会で配布・説明し、保護者との共通理解を図っている。職員は、職員会議でプライバシーポリシーについて話し合い、園児の情報や写真の漏洩防止などの取組や、職員全員が守秘義務者であることの認識を徹底している。クラスだより等に掲載する児童名や写真についても年度初めに保護者から承諾書を得ることにしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント>日光市では、ホームページで市内各保育施設の概要、年間行事、一日の流れ、災害対策等を紹介している。担当課や各地区公共施設に保育目標や保育内容等を記載した保育施設等情報ガイドを配置し、誰でも簡単に情報が入手できる。当園では、通年で園見学を実施しており、園パンフレットの提供とともに、施設の情報など見学者の質問にも丁寧な対応に心掛けている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p><コメント>入園決定者には2月に説明会を開催し、園のしおりで保育の開始・変更を保護者に説明している。個別に就労や求職による保育時間の変更がある場合は、その都度園のしおりを使って分かりやすい説明と保護者質問への丁寧な対応に努めている。年度初めには、保育の開始・変更を重要事項説明書、事業計画書で配付・説明し重要事項説明内容の同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>市内の公立保育園への変更は、児童票を引継ぎ文書として定め保育の継続性に配慮した対応をしている。民間や市外の保育園等への変更は、必要に応じて担当課に確認しながら口頭で対応している。変更については、個人情報保護に関わる部分もあるため市担当課を通して慎重に進める必要があることは十分理解できるが、保護者や子どもの生活に欠かせない保育の継続性に配慮した観点からも変更後の担当者や相談窓口の設定などの検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>保育参観や、子どもと一緒に保育を体験する保育参加など保護者が保育を確認し、個人懇談も含めて担任との話し合いで保護者意向を確認している。遠足や運動会等行事の後にはアンケート調査を実施し、結果を保護者に通知するとともに、ケース会議で内容を検討している。得られた情報は個人懇談記録へ記載し職員間で情報を共有、必要により保護者総会での説明、保護者会役員会からの意見や要望を聴く等利用者満足の向上に努めている。検討結果で行事の時間や開催内容を改善し、利用者満足の向上に努めた取組もされている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・①・c
<p><コメント>苦情解決の体制が整備されており、年度初めに事業計画書や重要事項説明書等で苦情相談窓口の案内を保護者に配付・説明している。各保育室、事務室にも確認できるよう掲示している。運動会等の行事には第三者委員2名を招待し保護者への周知や理解促進を図っている。連絡帳による苦情は担当が丁寧に対応している。保護者からの苦情は担任や主任が対応し、苦情受付簿に記載し、主任・園長に報告、苦情内容により担当や園長が回答している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・①・c
<p><コメント>相談窓口は、保護者会総会時に園のしおり、事業計画書等で園の相談窓口担当者、意見書箱の設置や第三者委員の紹介等を配付・説明している。また、日々の送迎や連絡帳、個人懇談でも受け付けている。保護者からの相談や意見は、常に連絡を取り合っている担当や主任が受けている。相談や意見が述べやすい環境には、施設の老朽化で難しい面もあるが、保護者と職員の信頼関係が大切と考え、園長自ら信頼関係が深まるよう努力を継続している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
<p><コメント>日常的な相談や意見は、送迎時に担任が受け園長・主任に報告している。連絡帳や送迎時の相談は基本的にその場で対応し了承を得ているが、相談内容によっては場所を改めて園長と主任が対応している。即答ができない事例は、相談者の同意を得て担当課に相談し回答している。行事後の意見や要望は内容により次年度に反映させている。回答の迅速化に心掛けており記録はしているが、園全体で情報確認ができない時もあり対応マニュアルは未整備である。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・①・c
<p><コメント>主任が責任者となり、事故があった個所や危険性のある行動、箇所をケース会議でヒヤリハットや事故報告書にまとめ、全職員に回覧し注意喚起や事故防止に努めている。事例の発生要因分析までは至らないが、園内や散歩等園外の安全を確認する園内・園外チェック表や全般的な安全を確認する子どもを守るチェックリストなど改善策・再発防止の対策が講じられている。また、園内外の危険個所について園内研修で確認するなど職員の意識啓発にも努めている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>厚生労働省の感染症対策ガイドラインや通知等をもとに市担当課と相談して感染症予防対策や二次感染防止対策を講じている。特に新型コロナウイルス感染対策では国・県からの通知等に従い、換気、手や施設、遊具などの消毒、毎日の検温、感染者への人権対応など適切に行われているが、その都度マニュアルの見直しは行っていない。感染の流行に伴う定期的な感染症の予防・対策や安全確保についての職員勉強会の実施、保護者への情報提供が行われている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>風水害対応は非常災害対策計画で、災害全般は安全管理と危機管理マニュアルに基づき安全確保の取組をしている。施設の立地は大谷川が付近を流れるが、距離があり堤防もされ、避難先も近接する中学校が指定避難場所となっている。備蓄品は食物アレルギー対応の食品で、食品リスト表を作成し備えている。毎月の避難訓練では、風水害・災害訓練のほか、保護者総会時に引渡しリストを使い保護者も参加した避難訓練、給食提供における緊急・災害対応マニュアルに基づく災害時給食訓練を行っている。消防署と連携した職員の消火体験等を実施している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・⑩・c
<p><コメント>個別の指導計画を基にして子ども一人ひとりの発達状況を踏まえた標準的な実施方法（デイリープログラム）により保育を行っている。デイリープログラムは毎年4月に職員間で検討して事業計画に掲載し、保護者に配布・周知を図るとともに、各部屋に掲載し日々活用している。個別な対応が必要な場合も、デイリープログラムを基本として状況により対応している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
<p><コメント>デイリープログラムの見直しは、年度の初めにケース会議で指導計画の結果や職員からの意見を検討しながら必ず見直しを行っている。見直しにあたり、お昼寝の時間の変更などは保護者からの意見も取り入れ指導計画の状況を踏まえ行われている。また、年度初めにこだわらず必要に応じてその都度デイリープログラムの見直しを行う考えである。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・⑩・c
<p><コメント>年間指導計画は保育の計画（全体的な計画）に基づき、主任が責任者となって見直しを行っている。見直しにあたっては、年度末にクラスごとに年度を振り返り、子どもたちの発達や保護者の生活を確認し、保護者の意見なども考慮しながら主任も参加して作成し、ケース会議に園長も加わって次年度の計画を策定している。個別計画書は一人ひとりの成長を保護者と職員で共有し、発達の様子や保護者の思い、保育士の配慮を考慮して作成している。業務や書類作成等多忙の中で、関係職員が参加・協議してアセスメントをまとめることは時間的にも大変な事であるが、総合的な視点からの評価のための努力が今後も望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>年度を通した指導計画の見直しは、計画の実施状況・評価・反省を踏まえ園長、主任、担当職員による2月のケース会議で行っている。月案、週案の指導計画の見直しも、同様</p>		

<p>に見直している。個別計画書では、一人ひとりに対する保育の質の向上を図るため、乳児は「評価と反省」を毎月、幼児組は3か月ごとに「継続すべきポイント」を記入し、次の保育の目標・ねらいをクラス担当が検討し園長、主任が入ったケース会議で見直し次の指導に反映している。個別計画書の内容は、保護者へ丁寧に説明し同意を得ながら共通理解に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・⑥・c
<p><コメント>児童票、個別計画書、早遅打合せ簿等は市公立保育園統一の様式で、担当する職員がケース会議で話合って作成している。子どもの発達状況等が把握できる児童票や個別計画書は主任・園長が内容を確認している。個別計画については保護者に説明・意見を聞いた後、確認・押印をもらいケース会議で情報共有している。職員全員への連絡事項のうち、朝は早番の職員から各クラス担当へ打合せ時に伝達、夕方は、各クラス担当から遅番職員へ伝達、調理員等は主任が伝達するとともに早遅打合せ簿に記入し、もれのないよう情報周知が図られている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
<p><コメント>子どもの記録は、日光市文書管理規定に従って管理している。保育園では個人情報保護条例及び情報公開条例に基づいて個人情報を適法かつ適切な方法で取得するとともに、漏洩や毀損に留意して管理し、職員へ取扱いの注意喚起をしている。保護者には保護者会総会時に個人情報保護方針のプライバシーポリシーを配付説明している。写真の流失や書類の持ち出しも禁止している。また、携帯電話の取扱いにも注意を払い、個人の携帯での写真撮影を禁止している。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・⑥・c
<p><コメント>保育の計画（全体的な計画）は市公立保育園共通の保育理念や保育目標に基づき、地域の状況や子どもの発達過程を踏まえ年齢に合った育ちと生活環境を設定し、連続性のある目標や5領域などを計画に入れ年度末に作成している。計画は、2月にクラスの職員で話し合い、園長や主任、担当が参加したケース会議で決定している。保育の計画は、会議で必要の都度評価を行い、次の計画作成時に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・⑥・c
<p><コメント>保育室の温度や湿度、換気、採光に気を配り、安心して心地よく過ごせるよう確認・調節している。温度・湿度は早番の職員がチェックし、全体出席簿に記録し、掲示板にも記入し保護者が確認できる環境になっている。乳児室は、採光を調節して午睡の様子が確認で</p>		

<p>きるよう配慮している。トイレなどの設備等は、施設が建設されて相当経過しているようであり、壁の色・消毒の置き場所を換えて子どもが分かりやすく利用できるよう工夫している。今後、環境整備のための施設整備や備品の更新については日光市と十分な協議をする必要があると思われる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント>年度初めに子どもの家庭環境や成長の様子を理解するため、園長、主任が出席したケース会議で話し合い、子どもの状態を把握するとともに職員間で情報共有している。また、年1回の個人懇談や日々の送迎時に得られた情報を加味して園や家庭の様子を合わせた個人計画書を作成している。日々の保育でも、毎日の打合せの際に前日にあった事で改善点など共通の理解や周知が必要な内容を伝え、早番・遅番の職員を含めて保育で気を付ける事を全職員で共有する等一人ひとりの状態に応じた援助や配慮が行われ、アンケート結果でも保護者から好評を得ている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>一人ひとりの子どもが食事や排せつなど基本的な生活習慣が無理なく身につくよう援助している。発達の様子に合わせ個別計画書で生活習慣を身につける環境を保護者に説明するとともに、園や家庭での成長の様子、保護者の思いも聞きながら取り組んでいる。トイレトレーニングなどでは、家庭と園が同時に行うことで無理なく習得が出来る環境の整備に努めている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・㊦・c
<p><コメント>子どもが興味を持って遊びが楽しめるよう、部屋に色鉛筆やクレヨンを置いたり、部屋のコーナーで遊べるよう配慮する等自発性が発揮できる環境を整えている。天気の良い時には園庭で遊ぶ機会を設けるなど発達に応じた環境整備にも努めている。また、近隣の学校や公園に出かけ、自然と触れ合い、虫を発見した時は園に帰って自ら図鑑で確認するなど一人ひとりが主体的に活動できる工夫や援助をしている。コロナ禍のため、誕生会を屋外で開催するなど集団保育も工夫している。地域の人との交流はコロナ禍の中で延期しているが、今後行う予定でいる。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
<p><コメント>担当保育士が送迎時に家庭での様子や園での様子、連絡帳の活用、発達状況にあわせた個別計画書の確認時などで意向を伝え合いながら保護者と深く関わり、信頼関係を基に保育を行っている。保育士は乳児と愛着関係を築きながら安心して過ごせるよう配慮している。また、すべての担任が対応できるよう発達状況や支援の仕方などの情報を会議等で共有している。乳児一人ひとりの発達に合わせ、相応しい環境の整備に努めているが、活動が活発になるにつれて施設の整備も健康や安全面からも重要になるので継続的な工夫や改善が今後期待される。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント>一人ひとりの姿や育ちの状況をクラス担任で話し合い、毎月の個別計画書を作成し保護者の確認を得ながら保育を行っている。保育士は、子どもたちが自ら遊具で遊ぶ等自発的な活動や自我の育ちの支援、畑から野菜を自ら収穫するなどで達成感がえられるような配慮、友だちとの関わり方などで仲立ち等の支援を行っている。また、保護者と相談しながらおむつを取るなどの基本的な生活習慣への配慮や、早朝登園で眠気の取れない子どもへの対応など、子どもの状態に応じた適切な保育に努めている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
<p><コメント>幼児組は、成長に合わせて毎月の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの発達に合わせた個別計画を1年4期に分けて作成し、保護者へ発達状況などを説明しながら計画内容の確認を得て保育実践に取り組んでいる。季節の行事や日々の活動で友だちと一緒に遊んだり、ルールを通して友達と関わったり、近隣の公園等で四季の自然を楽しんだり、同じ目的に向かって協力して取り組むなど集団の中で自己を十分発揮する等協同的な活動や、自己肯定感を育てていく姿を支援している。また、年長児が中心となり、行事の内容を考え友だちと協力してやり遂げることで達成感が味わえるよう配慮している。お店屋さん遊びで小さい子と年長児の異年齢保育も行っている。小学校には10の姿の内容で一人ひとりの子どもの活動の様子を伝えている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
<p><コメント>現在該当者はいないが、状態を把握し、発達に合った個別計画書を毎月作成し、保護者に内容を確認してもらい、思いも聞きながら個別対応をしていくことにしている。また、ケース会議等で子どもの様子や対応の仕方、医療機関や専門機関からの助言等を全職員で共通理解を図るとともに、プライバシーの保護にも配慮している。職員は、障害のある子どもの保育に関する研修を園外研修で受けている。施設等については、建築から相当数が経過していることもあり、障害に応じた環境整備は今後の計画が期待される。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
<p><コメント>子どもを主体としたデイリープログラムを作成し、入園のしおり等で保護者に周知を図っている。長時間保育は異年齢児になる時間が多いが、莫産や玩具を用意してゆったりと家庭的な環境にしたり、部屋のコーナーを使って楽しく好きな遊びで過ごせる環境を整えている。また、人数が多い時間帯は読み聞かせや手遊びを取り入れて、穏やかに過ごせるよう配慮している。子どもの状況について保護者への伝達事項は、早遅ノートを利用して伝言ミスのないよう引継ぎを適切に行っている。内容によっては、担任が保護者に直接伝え連携を取っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㊦・c

<p><コメント>就学に向けて遊びの中で、覚えることを子どもが認識するよう早い時期から計画的に配慮している。保護者にも準備品等を早めに周知している。一年生を招待する行事や年長児が小学校の授業に参加・見学をする交流授業を計画するなど就学に見通しを持ち、不安を解消して期待を高める配慮をしている。学校とは、幼保小連携推進協議会の研修や、情報交換等で連携している。就学児検診後配慮が必要と思われる子どもには、小学校教諭による園観察の実施や聞き取り調査で情報の共有を図っている。小学校への引継ぎは保育要録や子どもの姿、就学連携シートを園長が内容を確認のうえ行っている。市外への就学は、必要により口頭で行っている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>公立保育園では、健康管理マニュアルの安全管理と危機管理マニュアルに基づいて、毎朝の視診、健康チェックカードで子どもの健康状態を確認している。入園前は既往症や予防接種状況を確認している。毎年3月には予防注射・健診の状況を保護者に確認している。また、保健年間計画を作成し、総会で取組を伝えとともに、保健だよりを発行し保護者へ季節ごとの健康管理のお知らせをしている。0, 1歳には、乳幼児突然死症候群の対策としてSIDSチェック表の活用、採光・室温・温度管理の確認をしている。園では、子どもの健康状態をケース会議で職員が情報共有するとともに、乳幼児突然死症候群等に関する知識の習得にも取り組んでいる。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・⑩・c
<p><コメント>年2回嘱託医による内科健診・歯科検診を実施し、結果は内科・歯科検診表等に記載し、掲示版で保護者に周知するとともに、口頭・書面でも伝えている。結果によっては、かかりつけ病院への受診を勧めている。職員にはケース会議で伝え情報共有している。入園前の内科健診も同様に行っている。また、保健年間計画等にも反映している。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント>国のガイドラインに基づいた市統一のアレルギー対応ガイドラインで、アレルギーの申請・解除は医師、管理栄養士の指導により実施している。給食等は毎月、保護者・職員・管理栄養士による献立表の確認、アレルギー食材の除去・代替え食のチェックを行っている。職員の朝の打合せでアレルギーがある献立を確認し、各担当がクラスに伝達、主任が給食室に伝えている。前日の給食室前にはアレルギー食材を掲示して注意を促している。給食時には担当のうち1名が責任を持って給食を受け取り、チェック表記入や別トレイ・食器、別机・椅子、名前の確認、子どもの側について食事など徹底した対応をしている。また、同室の子どもたちにも献立掲示版にアレルギー食材を絵で分かるように表示し、説明をするなど正しく理解できるよう配慮している。慢性疾患についても同様に、対応の仕方を共有している。職員は、年度初めにアレルギー対応の園内研修を行い、全職員が共通理解・再確認を毎年行っている。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・⑩・c
<p><コメント>食への取組は、保育の計画に位置付けた食育年間計画に基づいて実施している。保護者には家庭の食生活等をアドバイスする「わんぱくだより」や、年6回の食や献立等に関する</p>		

<p>る情報「食育だより」を提供している。また、保育参観時に給食を試食してもらい、食の大切さを伝えている。各自が自分に合った食事量を調整するための別皿の用意や、献立の写真を毎日掲示し、メニューをイメージする等食を楽しむ工夫をしている。2歳以上の子どもたちは人参やさつま芋など数種の野菜を栽培・収穫する喜びや食への興味、関心が深まるよう配慮している。収穫した野菜は持ち帰ってもらい、家庭での話題提供や親子調理の楽しみに配慮している。コロナ禍で、異年齢児の交流食事や、室外での食事など楽しみながらの食事環境の工夫が現在は出来ない状況にあり、新たな工夫が期待される。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を供している。	㊦・b・c
<p><コメント>給食の献立は、園長・主任・各クラス担当・調理員が参加する毎月の食育会議で前月の献立内容や食事の様子などを話し合い、その結果を給食実施状況報告書にまとめ管理栄養士が献立表を作成している。保護者に離乳食完了前までの献立の食材を確認してもらい、調理員と保育士で話し合い一人ひとりに合わせた献立表を作成し、給食を提供している。調理員はクラスに入り子どもたちと共に食事をして、子どもの嗜好や喫食状況を確認し、メニューの情報把握や調理方法の工夫に繋げている。また、春にはタケノコご飯、夏はソーメン、りんごやなしなど季節感のある献立のほか、クリスマス献立など行事を取り入れた食事を提供し、子どもが美味しく楽しく食べることに配慮している。調理室は衛生管理点検表に基づき適切に衛生管理されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>日々の家庭との連携は、連絡ノートや送迎時の口頭、クラス前掲示板によるその日の出来事を伝え合っている。0・1・2歳児は毎日の食事や排せつの様子、睡眠時間、その日の機嫌等を細かく伝え、3歳児以上は口頭で担任から直接伝え、長時間保育で会えない家庭には連絡ノート等で伝えるなど保護者と連携を図っている。また、保育参観、個人面談などで子どもの成長や保育の意図、家庭での状況を伝え合いながら情報を共有して相互理解に努めている。毎月の園だよりや年4回のクラスだよりなどで、保育内容や子どもたちの活動を知らせている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>保護者とは様々な機会でのコミュニケーションをとり、日頃の子育てのことなど話し合う機会を多く取り、相談しやすい環境を作っている。保護者からの育児相談はその都度対応し、育児相談実施記録に記入し園長に報告し助言を受けている。相談内容によっては、経験豊富な主任・園長が対応し、保護者が安心して子育てができるよう支援している。関係機関に繋げる必要がある相談は、公立の特徴を生かして速やかに連携を取り、早期解決へ保護者を支援している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㊦・c

＜コメント＞児童虐待の防止等の法律及び市統一の児童虐待マニュアルに従い、園長が虐待防止に関する責任者となって対応している。日々の保育では、子どもの体にあざがないか、言動に変化がないか、迎えの際に保護者を怖がるそぶりがないか、身体や衣服が不衛生ではないか、家庭環境に変化がないか等十分に注意を払っている。知りえた情報はケース会議などで職員間で共有し、疑いのある場合は、写真を撮り担当課へ報告し、児童相談所等関係機関に繋げている。職員の外部研修はコロナ禍のためできないが、虐待に関する内部研修は実施している。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㊦・c
<p>＜コメント＞年2回の日光市自己評価チェックリスト、年1回の業績評価、能力評価、保育者のための自己評価チェックリストを通して、自らの保育を振り返り保育の計画と成果や課題を知ることにより、保育の質の向上に努めている。自己評価については、園長・主任が面談で業務に関する思い、保育に関する気づき・悩み等を聞き取り、アドバイスをしている。チェックリストの結果については、クラスで話し合い今後の保育内容の改善に生かしている。また、園内研修は、主任が担当し自己評価から出てきた課題の確認や改善を図り専門性の向上に努めている。</p>		